

## 名寄市もち米ロゴマーク使用要領

### (目的)

第1条 この要領は、名寄市もち米ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用を確保し、日本一のもち米生産地である名寄市の知名度を向上させるために必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、名寄市に属する。

### (ロゴマークの使用承認及び管理)

第3条 ロゴマークの使用承認及び管理は、名寄市が行う。

### (使用目的)

第4条 市長はロゴマークを名寄市の活性化及び広報宣伝PR等に役立つものとして、次の各号に掲げる場合を除き、等しく名寄市民に供するよう取り扱うものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する目的に供されるおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想及び宗教活動に利用され、又は利用されるおそれがあるとき。
- (3) 名寄市を象徴するものとして存在価値が低下する場合と認められるとき。
- (4) 特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) その他市長が許可することを不適正と認めるとき。

### (申請)

第5条 ロゴマークを営利目的として使用する者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、名寄市の機関・団体等が事務又は事業において使用する場合は、この限りでない。

- (1) 名寄市もち米ロゴマーク使用許可申請書（様式第1号）
- (2) 事業等の内容を記載した書類
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(使用の許可)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、使用の許可を認めたときは、名寄市もち米ロゴマーク使用許可(変更)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を許可しないときは、申請者に名寄市もち米ロゴマーク使用不許可通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(届出)

第7条 第5条に規定する以外のロゴマークを使用する者は、名寄市もち米ロゴマーク使用届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第9条 ロゴマークを使用できる期間は、使用許可の日から5年を経過した日の属する年度の末日とする。

(遵守事項)

第10条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された用途及び届出した用途のみに使用し、市長の指示する条件に従うこと。

(2) 許可を受けた者及び届出をした者は、これを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) イメージを損なう使用はしないこと。

(4) 別記の名寄市もち米ロゴマークデザインに基づき使用すること。

(5) 第6条において許可された者は、当該使用に係る物品等の完成品を速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(使用許可の取消し)

第11条 申請者が虚偽その他不正の方法により使用許可を受けたとき、又は第4条各号に掲げる事項に該当したときは、使用許可を取り消すものとする。

2 前項の規定により使用許可を取り消したときは、名寄市もち米ロゴマーク使用許可取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用許可を取り消された者は、当該使用許可により製作された物品などを使用又は販売してはならない。

4 名寄市は、使用許可を取り消したことにより申請者が生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（許可内容の変更）

第12条 申請者は、使用許可の決定の内容に関し、その計画を変更しようとするときは、名寄市もち米ロゴマーク使用内容変更許可申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、名寄市もち米ロゴマーク使用許可（変更）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（無断使用への対応）

第13条 第6条の許可を受けないで、ロゴマークの使用が判明した場合、名寄市は無断で使用した者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置をとるものとする。

（使用に起因する問題）

第14条 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合には、申請者が速やかに対処するものとし、名寄市は一切の責任を負わない。

（委任）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。